

臨時報告書

株式会社トーエネック

名古屋市中区栄1丁目20番31号

電話 名古屋 (052) 221 - 1111 (大代表)

(151032)

臨時報告書

本書は証券取引法第24条の5第4項及び、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成15年3月27日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものである。

株式会社トーエネック

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年3月27日

【会社名】 株式会社トーエネック

【英訳名】 TOENEC CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山田久雄

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄一丁目20番31号

【電話番号】 名古屋(052)221 1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部副部長兼会計第一課長 三浦 務

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区巣鴨一丁目3番11号

【電話番号】 東京(03)5395 7111(代表)

【事務連絡者氏名】 東京本部総務部長兼総務課長 西脇 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目3番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目6番10号)
株式会社トーエネック東京本部
(東京都豊島区巣鴨一丁目3番11号)
株式会社トーエネック大阪本部
(大阪市淀川区新北野三丁目8番2号)
株式会社トーエネック静岡支店
(静岡市研屋町51番地)
株式会社トーエネック三重支店
(津市桜橋二丁目177番地1)
株式会社トーエネック岐阜支店
(岐阜市茜部中島三丁目10番地)
株式会社トーエネック長野支店
(長野市三輪二丁目1番8号)

(注) 大阪本部は証券取引法で定める縦覧場所ではないが、投資家の便宜を図るために備え置くものである。

1 【提出理由】

財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、証券取引法第24条の5第4項及び、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成15年3月14日（厚生労働省の認可日）

(2) 当該事象の内容

当社及び連結子会社が加入するトーエネック厚生年金基金は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年3月14日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当社及び連結子会社は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務の消滅を認識しました。

これにより、当連結会計年度の連結損益に特別利益として約108億円、当事業年度の提出会社の損益に特別利益として約104億円を計上する予定であります。